

岩手県告示第 496 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 6 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 久慈岩泉線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町安家字松林 187 番 1 地先内	新	m 20.0～19.6	m 7.5
	旧	14.0～13.7	7.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 20 年 6 月 27 日から同年 7 月 27 日まで

- 2 (1) 道路の種類 一般国道

- (2) 路線名 284 号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市川崎町薄衣字滝野 47 番 1 地先から 56 番 6 地先ま で	新	m 35.5～24.0	m 73.0
	旧	39.0～25.8	73.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成 20 年 6 月 27 日から同年 7 月 27 日まで